

鳥取県告示第494号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年7月31日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人中央会 理事長 西田 正人	介護老人保健施設 かわはら訪問リハビリテーション事業所	鳥取市河原町稲常 463	平成21年7月23日	訪問リハビリテーション